

大木町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球にやさしい町の暮らし

（5つの提案）

大木町

平成24年4月

大木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 目次

大木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）基本方針構成図

地球にやさしい町の暮らし方イメージ図

第1章 計画策定にあたって

- 1. 深刻化する地球温暖化 2
- 2. 地球温暖化対策の取り組み 4

第2章 計画の基本事項

- 1. 計画策定の基本的な考え方 8
- 2. 計画期間、基準年、目標年 10

第3章 大木町の地域特性と現状

- 1. 大木町の地域特性 11
- 2. 大木町におけるこれまでの取り組み 13
- 3. 大木町における温室効果ガス(CO₂) 排出量 16

第4章 地球温暖化防止対策

- 1. 大木町における温室効果ガス (CO₂) 削減目標 17
- 2. 地球にやさしい町の暮らし方を進めるための各主体の役割 19
- 3. 具体的な取り組み目標と目標管理指標、スケジュール 20

第5章 計画推進の方策

- 1. 推進体制 28
- 2. 計画の進行管理 29
- 3. 計画の見直し 29
- 4. 実施状況の公表 29

資 料

- 1. 策定会議の構成 30
- 2. 地球温暖化問題に関わる国際交渉の経緯 31
- 3. 用語解説 32

第1章 計画策定にあたって

1. 深刻化する地球温暖化

①地球温暖化とは

地球の表面には窒素や酸素などの大気を取り巻いています。地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気が存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。とりわけ大気中の二酸化炭素は 0.03%とわずかですが、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を摂氏 14 度程度に保つのに大きな役割を演じています。こうした気体は温室効果ガスと呼ばれます。

18 世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は 200 年前と比べ 35%程増加しました。これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、21 世紀末には二酸化炭素濃度は現在の 2 倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。IPCC 第 4 次評価報告書によると 2100 年の平均気温は、最小で 1.1 度、最大で 6.4 度上がると予測されています。

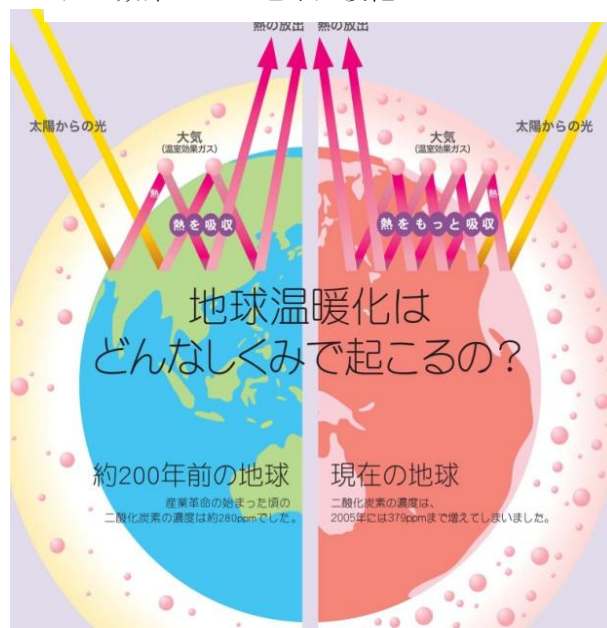
NASA の「ゴダード宇宙研究所」によると、1880 年の観測開始以来気温の高かった上位の 10 年は、1998 年を除き、いずれも 2000 年以降の年が占めており、1970 年代後半から温室効果ガスの排出による温度上昇は顕著になっていると警告しています。

温室効果ガスには、二酸化炭素のほかメタンやフロンなどがありますが、とりわけ、フロンなどの人工の化学物質は二酸化炭素より温室効果が強く、わずかな量でもその影響が心配されています。地球の温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これは人為的な活動に起因することは、ほぼ疑いの余地はありません。

②地球温暖化の影響

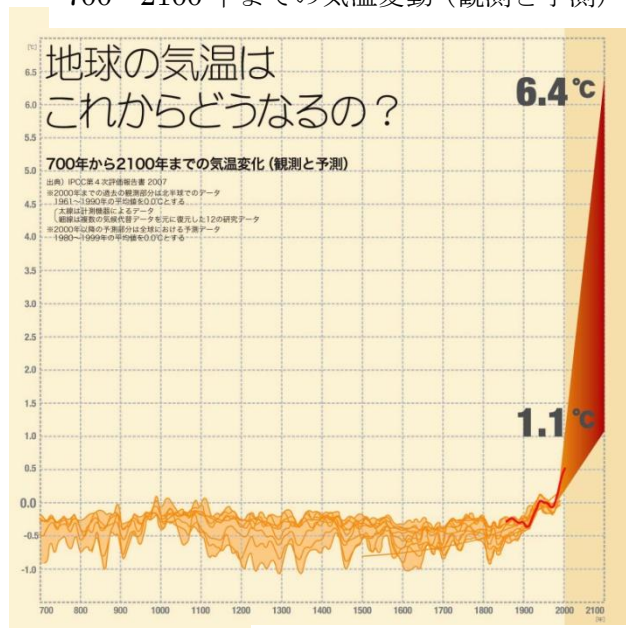
例えば気温が2度上がると私たちにどのような影響があるのか、なかなか実感しにくい面があります。しかし、これまでの経験では、かつてない猛暑だと言われた年でさえ平均気温にすると平年より約1度高かっただけです。このように、わずかな平均気温の上昇によっても大きな影響が現れてきます。生態系

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典：IPCC 第 4 次評価報告書

700～2100 年までの気温変動（観測と予測）



出典：IPCC 第 4 次評価報告書

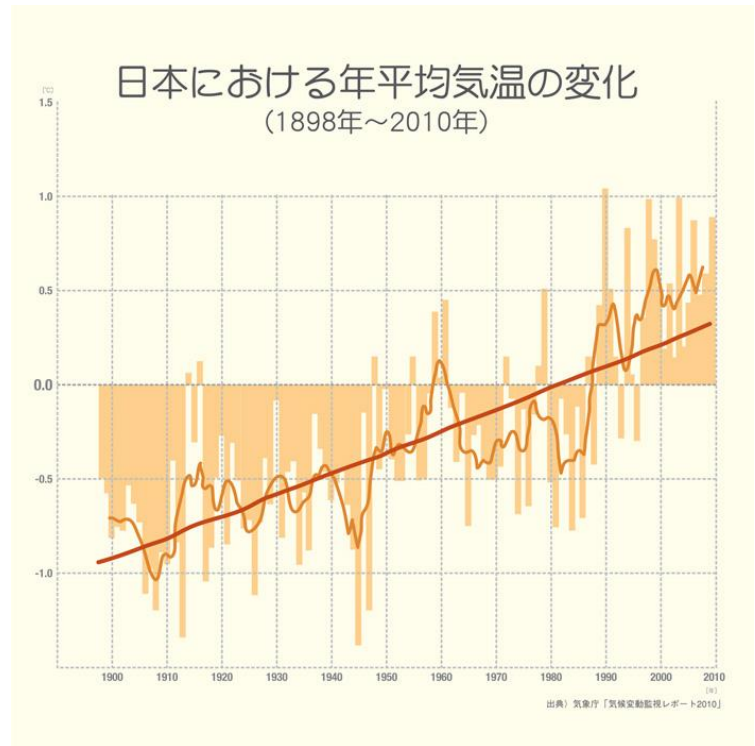
への悪影響を避けるためには、産業革命による工業化以前に比べ、2度未満の気温上昇に抑えることが必要だといわれていますが、既に工業化以前に比べ、約0.74度上昇しており、更に既に放出されている二酸化炭素の影響を考慮すると、私たちに残された時間は僅かであることは間違いありません。

日本の平均気温は、1898年（明治31年）以降では100年あたりおよそ1.1℃の割合で上昇しています。特に、1990年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれています。日本の気温上昇が世界の平均に比べて大きいのは、日本が、地球温暖化による気温の上昇率が比較的大きい北半球の中緯度に位置しているためと考えられます。

気温の上昇にともなって、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）や猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）は増え、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）は少なくなっています。1日に降る雨の量が100ミリ以上というような大雨の日数は、長期的に増える傾向にあり、地球温暖化が影響している可能性があります。

温暖化が進むと、日本では、これまで食べてきた美味しいお米がとれなくなり、病害虫の懸念も増大します。漁獲量にも影響がでます。暖水性のサバやサンマは増える一方、アワビやサザエ、ベニザケは減少するとみられます。また、日本南部はデング熱が流行する危険性が増し、北海道や東北ではゴキブリなどの害虫が見られるようになると考えられます。都市部ではヒートアイランド現象に拍車がかかり、海岸地域では砂浜が減少し、また、高潮や津波による危険地帯が著しく増大します。

温暖化の影響を地球規模で見ると、海面が上昇して数多くの島々が海に沈みます。既に19世紀から20世紀にかけての100年間で平均海面水位は17cm上昇していて、主に地球温暖化による影響とみられています。特に、マーシャル諸島や低地の多いバングラデシュなど海拔の低い地域では大きな被害がでます。また、温暖化は異常気象を招き、地球上の各地で水の循環が影響を受けます。この結果、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。こうした気候変動は世界的な農産物の収穫にも大きな影響を与え、国際相場が大きく変動します。とりわけ食糧の輸入依存度の高い日本への影響が心配されています。



出典：気象庁



2. 地球温暖化対策の取組み

①国際社会の取組み

国際社会では、地球温暖化問題を気候変動問題として捉え、1992年5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年3月に発効しました。この条約は、「気候系に対して、危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的として、先進国が温室効果ガスの排出量を1990年の水準に戻すこと等を目指していました。

1997年12月に京都で開催されたこの条約の第3回締約国会議(COP3)では、日本が議長国を務めて、先進国が地球温暖化対策に取り組むための第一歩として、「京都議定書」が採択されました。この「京都議定書」は、先進国全体で2008年から2012年の間に基準年(1990年)と比べて、温室効果ガスの排出を5%減らすことを義務付けています。また、国ごとにも温室効果ガスの削減目標を定め、EUは8%、アメリカ合衆国は7%、日本は6%の削減を約束しました。(図1)

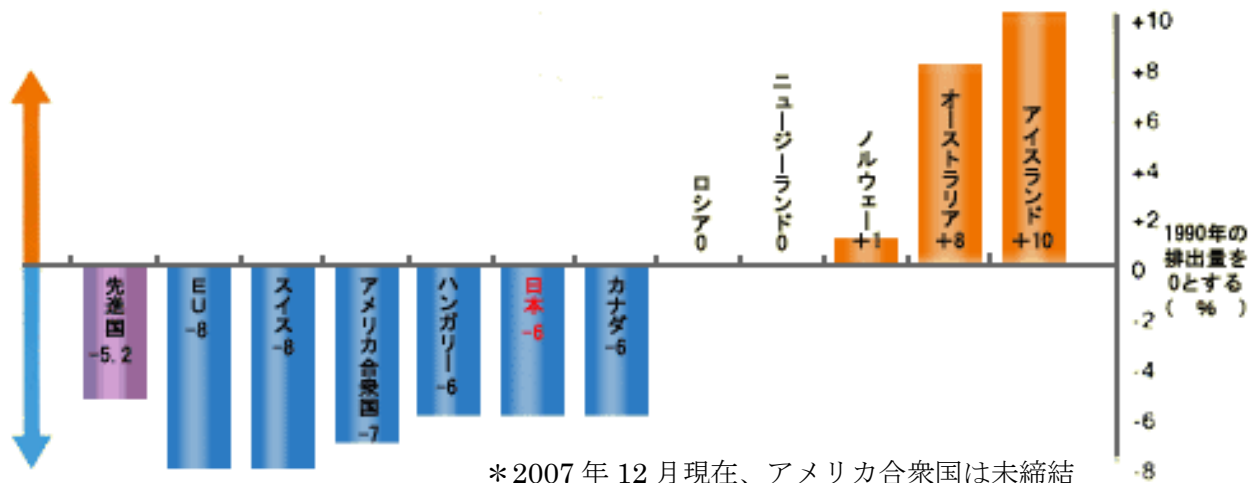
しかし、世界最大の温室効果ガスの排出大国であるアメリカは、後に議定書を脱退したためこの約束を破棄してしまい京都議定書の存続が危ぶまれましたが、2001年11月の第7回締約国会議(COP7)で、京都議定書の運用細則を定める文書(マラケッシュ合意)が決定されました。これを受けて、日本は2002年5月に京都議定書を批准し、その後ロシアの批准により2005年2月16日に京都議定書が発効しました。

世界全体にとっては、この議定書の削減目標は、世界で初めてとなる排出削減の取り決めとなり、国際社会が協力して温暖化に取り組む、大切な一歩となりました。

2005年12月の第11回締約国会議(COP11)において、2013年以降の取組に関して「モントリオール行動計画」が採択され、2010年12月にメキシコ・カンクンで行われた第16回締結国会議(COP16)では、発展途上国の温暖化対策を支援する「グリーン気候基金」の設立などを盛り込んだ「カンクン合意」を採択するなど、現在も、京都議定書の第一約束期間が終わる、2013年以降の取組みを含め、世界各国がどのように温暖化に取り組むかについて議論が戦わされています。

京都議定書をはじめとした、国際政治の場での温暖化防止の取組み。それは、世界の国々が一つになって地球の未来を考え、各国がそれぞれの国内の政策を決定し、実践してゆく上で、大きな影響力と効果を持つ取組みです。

図1. 京都會議で定められた主要国の温室ガス排出削減目標(2008年~2012年の期間目標)



②我が国の温室効果ガス排出の現状

我が国は、世界全体の二酸化炭素排出量の約4.2%を排出しており、国別では、中国、米国、ロシア、インドに次いで世界で5番目に多く二酸化炭素を排出しています(図2)。

京都議定書において、日本は第一次約束期間(2008年～2013年)に基準年(1990年。HFCs, PFCs, SF6については1995年)から6%の削減を約束していますが、2009年度の温室効果ガス排出量は12億920万トンであり、1990年からは4.1%減となっています(図3)。2007年度排出量(13億6,900万トン)と比較して減少している原因としては、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少が挙げられています。

部門別の二酸化炭素排出量の推移を見ると、最も多く排出しているのは産業部門ですが、1990年以降の増減率では業務部門、家庭部門の増加率が特に高くなっており、近年増加傾向にあることがわかります(図4)。家庭からの二酸化炭素排出量は、世帯当たり年間4,852kg-CO₂となり、照明や家電製品、自家用車が全体の約70%を占めています。(図5)

図2. 世界の二酸化炭素排出量

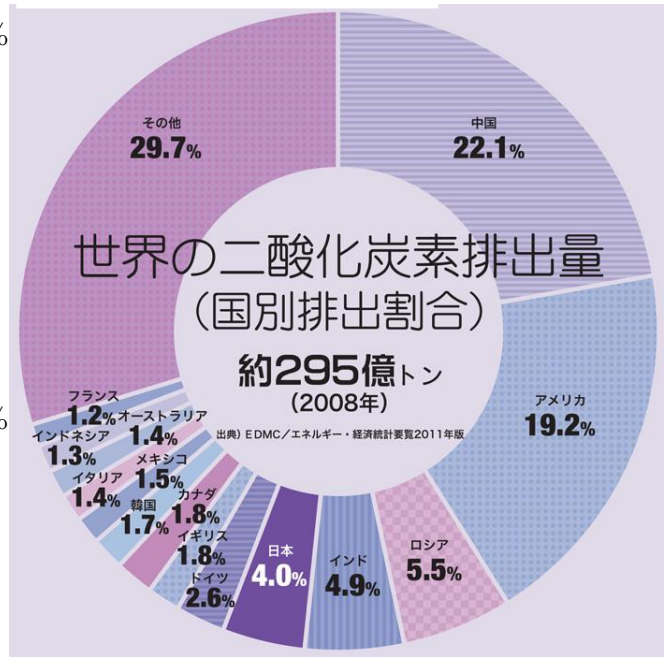
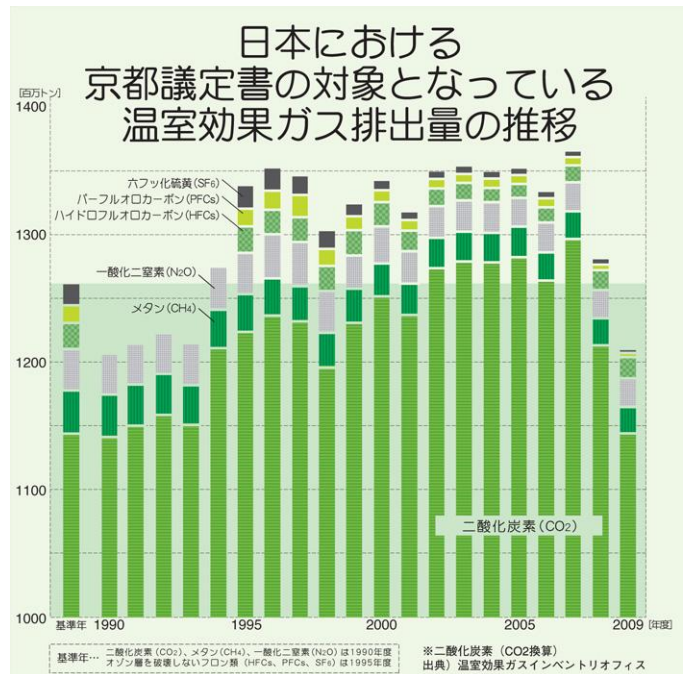
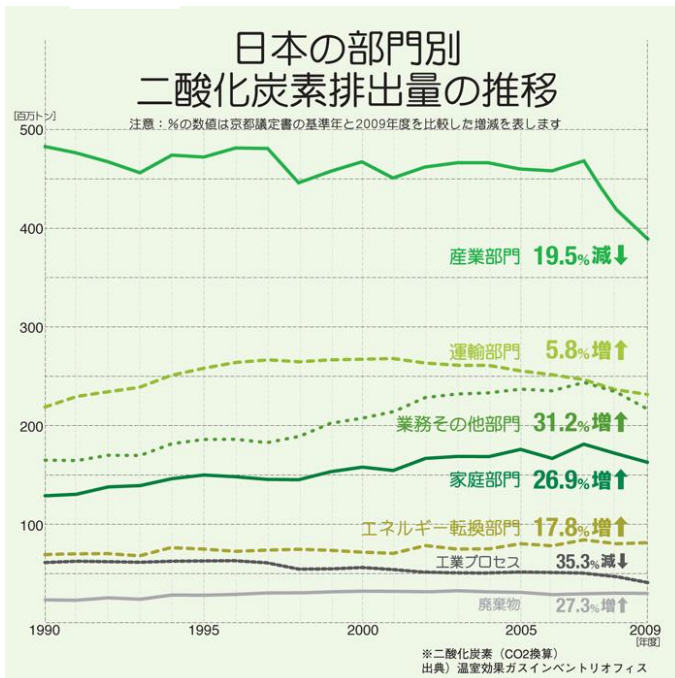


図3

図4



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

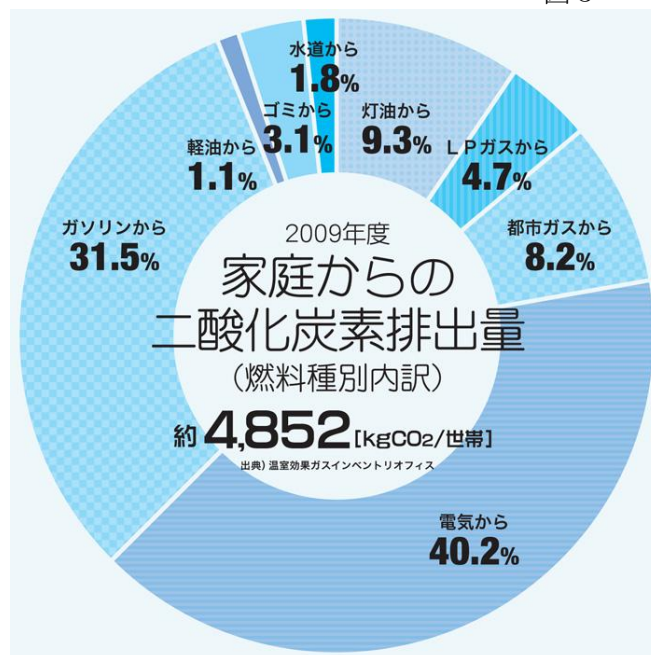
③我が国の温室効果ガス排出削減の取り組み

図 5

我が国では、1997年のCOP3で採択された「京都議定書」における6%削減目標を達成するために、1998年（平成10年）10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、翌年4月に施行されました。この法律では国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための役割や責務が明記されています。

「京都議定書」の目標を達成するために政府は2005年4月には「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しました。また、2008年3月には、「京都議定書」の第一約束期間に入ることから、住宅・建築物の省エネ性能の更なる向上、トップランナー機器等の対策の強化、工場・事業所の省エネルギー対策の拡充、自動車燃費の改

善等、対策・施策の追加策を盛り込んだ改定計画を閣議決定しました。2008年7月には、途上国を上回る貢献が求められている我が国の2050年迄の長期目標として、二酸化炭素の排出量を現状から60%～80%削減するといった「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されています。更にCOP15において、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明しています。その実現のために「チャレンジ25キャンペーン」と題した、地球温暖化防止のための国民運動を展開しています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

〈チャレンジ25キャンペーン・6つのチャレンジ〉

- エコな生活スタイルを選択しよう
- 省エネ商品を選択しよう
- 自然を利用したエネルギーを選択しよう
- ビル・住宅のエコ化を選択しよう
- CO2削減につながる取組みを応援しよう
- 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

④地球温暖化対策推進法の目標

地球温暖化対策推進法 第20条では、京都議定書目標達成計画を勘案し、自然的・社会的条件に応じて行政区域内における全ての人為的な活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するなどの目的のため、すべての自治体に総合的かつ計画的な施策として「地域推進計画」を策定、実施するように求めています。また、地球温暖化対策推進法 第20条の3第1項では、すべての自治体に温室効果ガス削減実行計画の策定を求めています。

実行計画とは、京都議定書目標達成計画に即して、都道府県や市町村の直接的な事務及び事業（各自治体の庁舎や事務所での業務）を対象として、温室効果ガスの排出量の削減、そして吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定・公表するように求めています。その実施状況については、年1回、温室効果ガスの総排出量を含めて公表しなければならないとしています。

更に第20条の3第3項各号（1～4号）において、都道府県・政令市・中核市においてはその区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制等についての施策に関する計画の策定が義務付けられています。

地球温暖化対策推進法 第20条の3第3項

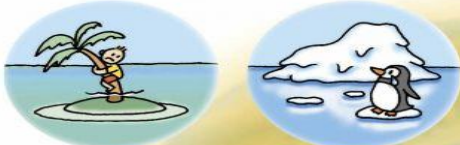
- 第1号 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 第2号 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 第3号 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 第4号 その区域内における廃棄物等（循環型社会推進基本法・平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項）に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

世界における地球温暖化の脅威

IPCCが第4次評価報告書で発表したように、このまま温暖化が進み、2100年に地球の平均気温が化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃（2.4～6.4℃）上昇すると予測されていますが、地球はどうなるのでしょうか？

海面上昇

- ① 海水の熱膨張や氷河が融けて、海面が最大59センチ上昇します。南極やグリーンランドの氷床が融けるとさらに海面が上昇します。



動植物の絶滅リスクの増加

- ② 世界平均気温が産業革命前より1.5～2.5℃以上高くなると、調査の対象となった動植物種の約20～30%で絶滅リスクが増加する可能性が高いと予測されています。



マラリア感染地域も増加

- ③ 世界中で猛威をふるっているマラリアは、温暖化が進むとその感染リスクの高い地域が広がります。



異常気象の増加

- ④ 極端な高温、熱波、大雨の頻度が増加し、熱帯サイクロンが猛威を振るようになります。高緯度地域では降水量が増加する可能性が非常に高まり、ほとんどの亜熱帯陸域においては減少する可能性があります。



食料不足

- ⑤ 世界全体でみると、地域の平均気温が3℃を超えて上昇すると、潜在的食料生産量は低下すると予測されています。



熱帯低気圧の強化

- ⑥ 温暖化により、強い熱帯低気圧は今後も増加することが予測されており、その結果、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。



出典：国連気候変動枠組条約「IPCC第4次評価報告書—統合報告書概要」
 国連気候変動枠組条約「STOP THE 温暖化 2008」

第2章 計画の基本事項

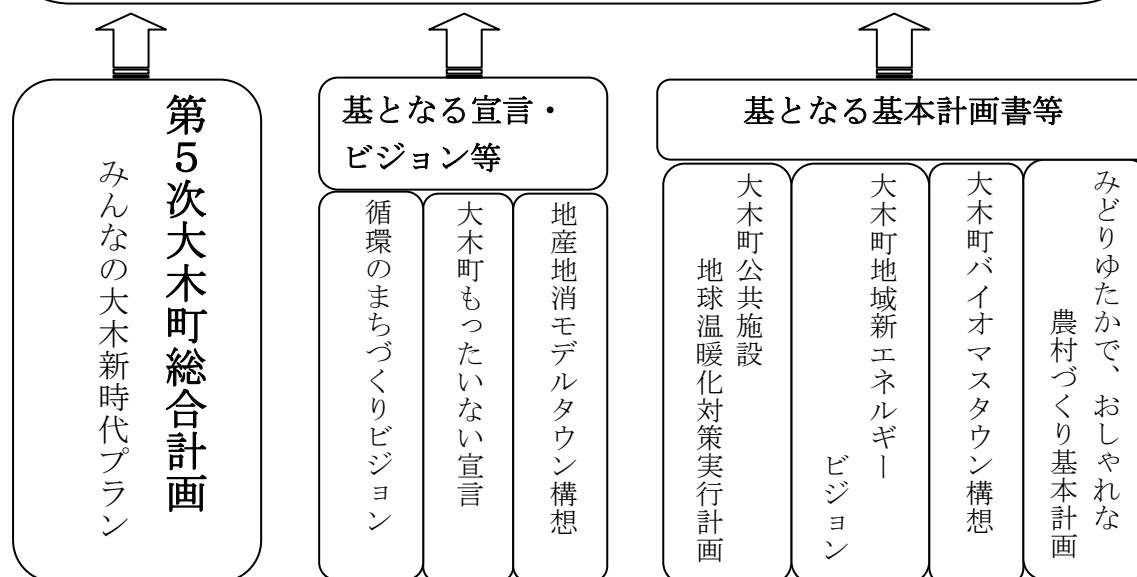
1. 計画策定の基本的な考え方

平成23年3月に策定した「第5次大木町総合計画」におけるまちづくりの基本理念として、「循環・共生・協働のまちづくり」を目指すことを掲げています。大木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたって、2011年に策定した「第5次大木町総合計画」、2008年に公表した「大木町もったいない宣言」等の3つの宣言・ビジョン、2000年度に策定した「大木町新エネルギービジョン」などの4つの基本計画をもとに策定しています。これらの宣言・ビジョン、基本計画等の成果を踏まえ、新たな目標を設定しながら計画を策定いたしました。また、地球温暖化対策としての効果的な計画を策定するには、義務的に省エネなどを求めていくだけでは根本的な温暖化対策にはつながりません。現在のように大量の温室効果ガスを排出し続けるモノやエネルギーの大量消費型の社会＝暮らし方から、地域資源を上手に活用して過度に化石燃料に頼らない、地域性や自然条件・文化と融合した「新しい暮らし方」に転換していくことが必要です。地球温暖化などの環境負荷が少ない、かつ地域住民が今までとは違う「新たな豊かさ」を実感できるような暮らし方を提案し、地域住民が新しい暮らし方に転換していくことで、温室効果ガスの排出がより少ない社会を実現していきます。本計画は、5つのテーマに基づく暮らし方の提案とその暮らし方の実現のための道筋を示し、地域の効果的な地球温暖化対策を実現することを目標とします。

大木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球にやさしい町の暮らし5つの提案

- 暮らし方提案1 マイカーに依存しない環境にやさしい交通ネットワーク構想
- 暮らし方提案2 日常生活と企業活動の省エネ
- 暮らし方提案3 地産地消・地元産の食材を食べる取り組み
- 暮らし方提案4 再生可能エネルギーと地域資源バイオマスの利用促進
- 暮らし方提案5 ごみゼロへの挑戦ときれいなまちづくり



【第5次大木町総合計画】 平成23年3月

町民と行政とが本町の進むべき方向を共有し、新しい時代の大木町をみんなで創っていかうという想いを込め、「みんなの大木 新時代プラン」という副題をつけています。

- まちづくりの基本理念 「循環・共生・協働のまちづくり」
- 目指す将来像 「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く環のまち・おおき」
- 重点プロジェクト
テーマ1 世界に誇る循環田園都市づくり
テーマ2 大木っ子とお年寄りのいきいきまちづくり
テーマ3 安全・安心の大木づくり

【大木町循環のまちづくりビジョン】 平成12年

大木町が循環のまちづくりを目指すための基本的な考え方の4つの柱を示しました。

- ①現在ごみになっているものを、地域資源として活かすこと
- ②住民・事業所・行政が役割分担し、それぞれが責任を果たすこと
- ③食やエネルギーを出来るだけ地域で自給すること
- ④「自然を大切にし、助け合い、汗を流し、何ひとつ無駄にしない」先人の暮らしの知恵に学ぶこと

【大木町もったいない宣言】 平成20年3月

地球温暖化の深刻化・資源枯渇による次世代への深刻な影響を少しでも少なくするために、地域で出来ること、特にごみの焼却・埋立を十年以内にゼロにすること（ゼロ・ウェイスト）を目指すことを、議会の全会一致の議決により宣言し公表しました。

宣言文

子どもたちの未来が危ない。

地球温暖化による気候変動は、100年後の人類の存在を脅かすほど深刻さを増しています。その原因が人間の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。

私たちは、無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子どもたちに「つけ」を残さない町を作ることを決意し、「大木町もったいない宣言」をここに公表します。

- 1、先人の暮らしの知恵に学び、「もったいない」の心を育て、無駄のない町の暮らしを創造します。
- 2、もともとは貴重な資源である「ごみ」の再資源化を進め、2016年（平成28年）度までに、「ごみ」の焼却・埋立て処分をしない町を目指します。
- 3、大木町は、地球上の小さな小さな町ではありますが、地球の一員としての志を持ち、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、持続可能なまちづくりを進めます

【地産地消モデルタウン構想】 平成20年12月

「本当の豊かさは“田舎暮らし”の中にある。この町から発信します。“農”とともに暮らす値打ちのある生き方。」を目標に、くるるん周辺の農地に多品目野菜栽培や水稲の合鴨栽培の導入モデル事業を行い、地域への安全な農産物の提供と地域農業活性化を目指すための農業構想。

【大木町地域新エネルギービジョン】 平成 13 年 2 月

生ごみなどの有機系廃棄物のエネルギー利用などを軸とした物質循環システムの構築、地域共同発電所の立ち上げや住宅用太陽光発電の普及計画、廃食用油の BDF 利用などの計画を盛り込んだ地域分散型新エネルギー普及計画。

【みどりゆたかで、おしゃれな農村づくり基本計画】 平成 12 年 3 月

＜「農」と「暮らし」の調和した、みどり豊かで、おしゃれな農村づくり基本計画＞とは、「農」から受ける多様な恩恵を、町民みんなで支え合い、町民みんなの暮らしの中に活かしていこうとすることを目指した農業振興計画。

おしゃれとは、何でも自分でつくること。

おしゃれとは、パートナーとつくること。

おしゃれとは、有機農業でつくること。

おしゃれとは、楽しくつくること。

おしゃれとは、美しくつくること。

【大木町バイオマスタウン構想】 平成 17 年 2 月

国のバイオマス日本総合戦略の方針を受け、全国に先駆け地域に散在するバイオマス利活用のための構想。中心構想は、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をメタン発酵し、バイオマス資源として循環させることを目指した。その構想は現在のおおき循環センターの事業化や BDF 燃料製造の事業化に結びついている。

【大木町庁舎地球温暖化対策実行計画～エコスイッチ ON プロジェクト～】 平成 20 年 4 月

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定。期間は、平成 20 年度から平成 24 年度まで 5 年間。平成 18 年度を基準年度、平成 24 年度を目標年度とし、大木町職員が常席する公共施設から排出される温室効果ガスを 6%削減します。事業者や住民に対する地球温暖化対策の率先行動として各種事業へ取り組むことを定めている。

2. 計画期間、基準年、目標年

本実行計画の計画期間は、低炭素社会の実現を着実に進める観点から 2012（平成 24）年度から 2020（平成 32）年度までの 9 年間で基本とし、基準年は 2010 年度、目標年は 2020 年度とします。

目標数値 ①基準年に対し、目標年度の定点における二酸化炭素の排出量を 20%削減する。

定点：□家庭の電力（電灯）使用量（全町）

□事業系の電力（業務用・小口・大口・その他電力）使用量（全町）

□JA における LP ガス使用量（使用家庭の平均値）

□JA における農業用重油の使用量（全町）

□JA における農業用軽油の使用量（全町）

定点の二酸化炭素削減量（増加量）を推測する。

②基準年に対し、暮らし方提案ごとの指標目標を実現する。

第3章 大木町の地域特性と現状

1. 大木町の地域特性

①大木町の地勢

本町は、福岡県の南西部、九州の穀倉地帯である筑後平野のほぼ中央に位置し、北は久留米市、東は筑後市、南は柳川市、西は大川市と接しています。

町の総面積は18.43km²、平均標高は4.5mで、掘割が町の面積の約14%を占めるほぼ平坦な低湿地となっており、肥沃な土地、豊富な水、温暖な気候に恵まれた水田地帯が広がっています。



②大木町の人口構成

平成22年の国勢調査によると、本町の総人口は14,350人となっています。これまでの人口の推移をみると一貫して増加傾向にあります。しかし、15歳未満の年少人口は、平成22年は前回調査よりは増加しているものの、長期的には減少しており、一方65歳以上の老年人口は一貫して増え続けており、本町においても、少子高齢化が確実に進行しています。また世帯数は一貫して増加し、世帯当たりの家族人数は減少を続けており、核家族化も急速に進行しています。

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)		13,232	13,525	13,862	14,282	14,350
	年少人口 (15歳未満)	2,616 (19.8%)	2,365 (17.5%)	2,182 (15.7%)	2,196 (15.4%)	2,245 (15.6%)
	生産年齢人口 (15~64歳)	8,519 (64.4%)	8,834 (65.3%)	9,093 (65.6%)	9,145 (64.0%)	8,887 (61.9%)
	老年人口 (65歳以上)	2,092 (15.8%)	2,326 (17.2%)	2,587 (18.7%)	2,941 (20.6%)	3,209 (22.4%)
総世帯数		3,230	3,498	3,840	4,191	4,470
1世帯当人数		4.10	3.87	3.61	3.41	3.21

出所：国税調査報告

③大木町の産業構造

就業者の構成比率をみると、第1次産業・第2次産業は一貫して減少しており、一方では、第3次産業は増加し続けています。これを平成17年度の全国及び福岡県との比較でみると、第1次産業(13.8%)は全国平均(4.8%)や県平均(3.5%)を大幅に上回り、第2次産業の構成比率(27.9%)は全国平均(26.1%)県平均(21.6%)をやや上回ります。一方第3次産業の構成比率(57.9%)は全国平均(67.2%)県平均(73.0%)を下回っています。全国平均・県平均に比較すると、第1次産業就業者が多く、農業就業者の割合が高くなっています。

		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
就業者総数 (人)		6,576	6,929	7,169	7,277	※平成 24 年 3 月 21 日公表予定
	第 1 次産業	1,225 (18.6%)	1,082 (15.6%)	1,079 (15.1%)	1,006 (13.8%)	
	第 2 次産業	2,262 (34.4%)	2,339 (33.8%)	2,198 (30.7%)	2,030 (27.9%)	
	第 3 次産業	3,087 (46.9%)	3,502 (50.5%)	3,883 (54.2%)	4,214 (57.9%)	
就業率		49.7%	51.2%	51.7%	51.0%	

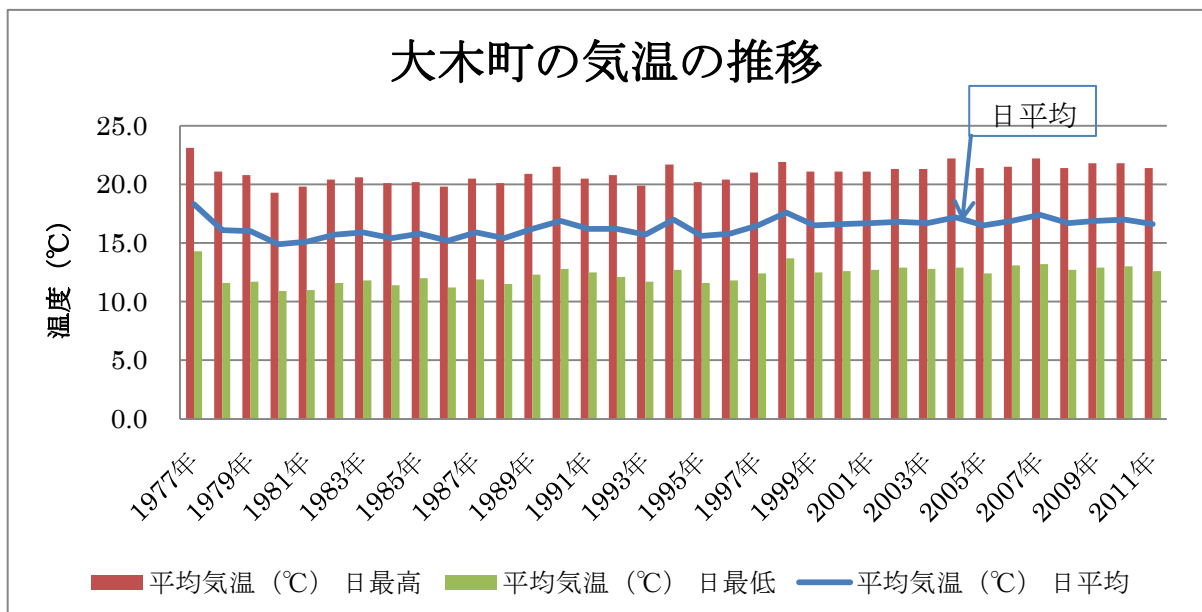
出所：国勢調査報告

④大木町の気象

大木町の年間気象概況（観測地点：久留米市）

	気 温(℃)			年間日照 時間(hr)	年降水量 (mm)		
	日平均	最 高	最 低		合計	日最大	時間最大
1980 年	14.9	33.6	- 6.1	1838.4	2755	207	64
1985 年	15.8	35.8	- 5.2	2273.2	1921	143	36
1990 年	16.9	36.6	- 4.9	1784.3	1957	243	49
1995 年	15.6	36.4	- 4.0	1955.6	1896	194	47
2000 年	16.6	36.0	- 2.1	1929.8	1635	80	35
2005 年	16.5	36.0	- 3.1	1987.4	1282	99	37
2009 年	16.9	37.3	- 2.4	1988.4	1808	139	53
2010 年	17.0	37.1	- 2.2	1905.1	1993	129	59
2011 年	16.6	36.2	- 4.0	1892.2	2088	144	54

出所：気象庁



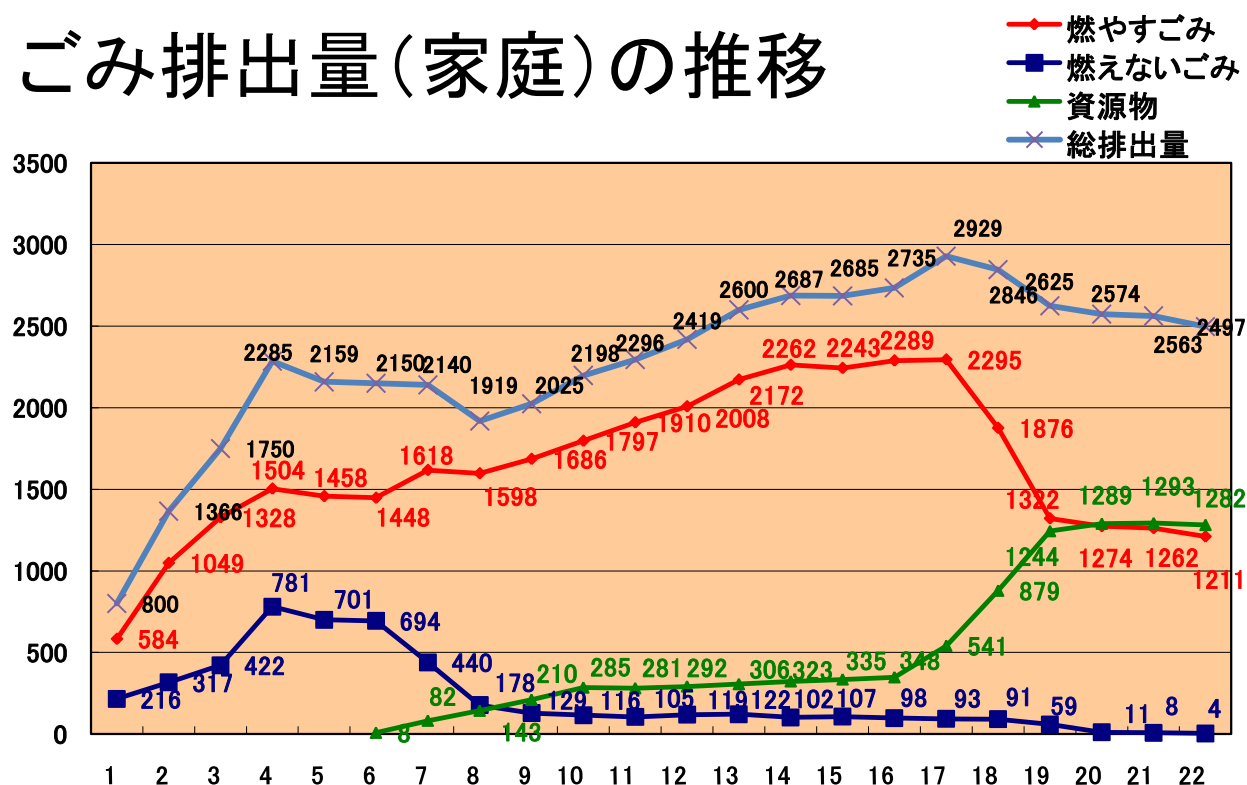
2. 大木町におけるこれまでの取り組み

①ごみ削減の取組み

大木町では、平成 20 年 3 月に「大木町もったいない宣言」を町議会で議決し、平成 28 年度までに、ごみの焼却や埋立をゼロにすることを目指しています。平成 18 年 11 月からは生ごみの分別収集を開始し、燃やすごみを 40%以上削減することが出来ました。また、平成 22 年 10 月からはプラスチックの分別収集を開始、平成 23 年 10 月からは全国に先駆けて紙おむつの分別収集を開始しました。現在では資源物の 25 分別を行い、平成 22 年度の燃やすごみの排出量は 1629.9 t、平成 17 年度と比較すると 46%減、家庭から出る燃やすごみ 1 日・一人当たり平成 22 年度では 222 g となり、平成 17 年度 424 g と比べるとおよそ半減しています。また、燃えないゴミの排出量は年間わずか 4.8 t になり、平成 17 年度と比較すると 95%減になっています。

ごみの排出状況			
	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 17 年度比
ごみ総排出量	3339.1 t	3641.9 t	91.7%
1 人 1 日当り排出量	628 g	689 g	91.1%
燃やすごみ排出量	1629.9 t	3004.9 t	54.2%
家庭から出る燃やすごみ	1182.4 t	2240.9 t	52.8%
1 人 1 日当り燃やすごみ	222 g	424 g	52.4%
燃えないごみ排出量	4.8 t	95.9 t	5%
1 人 1 日当り燃えないごみ	0.9 g	18 g	5%
資源ごみ排出量	1704.4 t	541.1 t	315.0%
リサイクル率	51.0%	14.9%	

ごみ排出量(家庭)の推移



②再生エネルギー普及の取組み

平成13年2月に大木町地域新エネルギービジョンを策定し、地域への新エネルギーの導入を推進してきました。家庭の太陽光発電導入については町の上乗せ補助を平成14年から実施し、平成23年12月段階で、322件、総出力1295.49kwの家庭用太陽光発電の普及につながっています。一戸建て住宅に対する太陽光発電設備の設置率は9.8%に達し、全国においてもトップクラスの普及状況になっています。また、公共施設においても、計9カ所の主な公共施設に総出力95kwが設置されています。アクアスとおおき循環センター「くるるん」においては、地域住民も設置費用を負担する、地域共同発電所を設置し、地域の再生エネルギーの普及に貢献しています。今後、太陽熱利用や木質燃料利用の普及や省エネを推進していくことが課題となっています。

家庭用太陽光発電の普及状況(大木町)

	設置数	内町補助対象	設置Kw数	持ち家設置率(%)	備考
2001年迄	13		48.15	0.40	大木町新エネルギービジョン策定
2002年	27	6	117.65	1.22	グリーンファンド設立
2003年	52	17	210.44	2.81	アクアス地域共同発電所設置
2004年	46	33	167.13	4.21	
2005年	15	15	65.63	4.67	国の補助制度廃止(10月)
2006年	11	11	41.9	5.0	
2007年	5	5	16.16	5.16	風力共同発電所設置
2008年	13	13	44.79	5.55	くるるん地域共同発電所設置
2009年	27	27	111.27	6.38	国の補助制度再開
2010年	44	44	176.06	7.72	新たな電力買い取り制度
2011年	51	51	217.01	9.27	
町・国補助外	18		79.3		
計	322	222	1295.49	9.82	

公共施設への太陽光発電設置状況

平成14年度	大溝小学校	10kw
平成15年度	アクアス(アクアス地域共同発電所)	10kw
平成16年度	大莞小学校	10kw
平成17年度	木佐木小学校	10kw
平成20年度	おおき循環センター(地域共同発電所)	10kw
平成21年度	道の駅レストラン・休憩所	15kw
平成22年度	大木中学校	20kw
平成23年度	大木町役場庁舎	10kw

③バイオマス利用の取組み

国は地域資源の活用や温暖化対策の柱としてバイオマスニッポン総合戦略を策定しました。本町においても国の方針を受け、平成 17 年 2 月にバイオマスタウン構想を策定しました。バイオマスタウン構想の中心事業として、町内から発生する生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をバイオマス資源として活用する事業や廃食用油の BDF 燃料としての活用することを掲げていましたが、平成 18 年 11 月からおおき循環センター「くるるん」を整備し事業化しています。更に麦わらなどの利用、町内事業所から出る木質残材の利用が課題となっています。

④庁舎及び公共施設での省エネの取組み

平成 20 年 4 月に大木町公共施設地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。クリエイティブチーム会議では、対象施設におけるエネルギー使用の現状把握とその改善策や削減へ向けた具体的な取り組みを実現するための企画提案等を行うなど PDCA サイクルに基づき事業を推進しています。主な取り組みとして職員に CO2 環境協力金を募り、くるるん緑化（壁面緑化）、エコ伝大会（自転車利用の推進）等を全職員で行うことで職員間の協力体制や省エネ意識の向上に取り組んでいます。今後は、培った経験を住民へ普及することも視野に入れながら更なる温室効果ガスの削減を目指します。

⑤農産物地産地消の取組み

大木町の主産業は農業で、きのこ、イチゴ、アスパラガスなどが特産物として生産されています。おおき循環センター「くるるん」で生産した有機液肥を使って生産された特別栽培米「環のめぐみ」は学校給食や町民の家庭に優先的に届けられています。また、多品目野菜作りがくるるん周辺の農地で始まり、道の駅の農産物直売所での販売やレストランで食材として利用されています。更に多品目野菜の栽培を拡大したり加工品を開発することで、地域で生産した農産物や加工品を地域に供給する、地産地消の仕組みづくりを推進しています。将来的には本町の農業資源を活用し、農業活性化を目指した全町民参加型の農業を目指します。



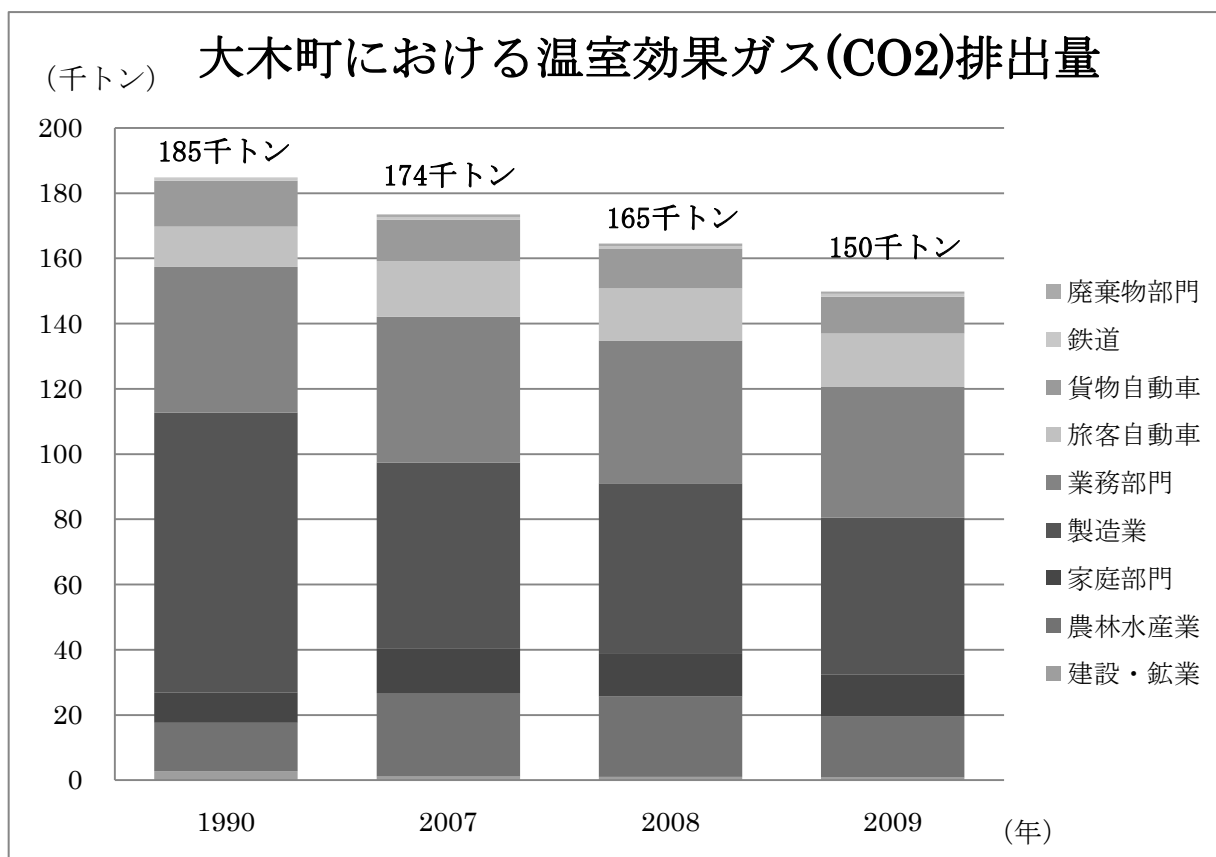
3. 大木町における温室効果ガス(CO2) 排出量

部門別温室効果ガス (CO2) 排出量

単位：千トン CO2

		1990年 (H2)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	
産業部門	製造業	85.84	57.09	52.36	48.17	
	建設業・鉱業	2.28	1.14	1.04	0.84	
	農林水産業	14.84	25.62	24.61	18.84	
	小計 (①)	103.50	83.85	78.01	67.85	
家庭部門 (②)		9.25	13.55	13.05	12.70	
業務部門 (③)		44.61	44.68	43.76	40.01	
運輸部門	自動車	(旅客)	12.37	17.04	16.01	16.41
		(貨物)	14.07	12.65	12.04	11.28
	鉄道	0.78	0.93	0.90	0.86	
	小計 (④)	27.22	30.62	28.95	28.55	
廃棄物部門 (⑤)		0.21	0.79	0.76	0.66	
合計 (①+②+③+④+⑤)		184.78	173.49	164.53	149.77	

※環境省策定マニュアルにより算出



※2009年の温室効果ガス排出量は、1990年と比べ18.9%減少している。

第4章 地球温暖化防止対策

1. 大木町における温室効果ガス（CO2）削減目標

本計画の基準年 2010年度

本計画の目標年度 2020年度

目標数値 ①基準年に対し、目標年度の定点における二酸化炭素の排出量を20%削減する。

定点：家庭の電力（電灯）使用量（全町）

事業系の電力（業務用・小口・大口・その他電力）使用量（全町）

年間電力使用量

単位：千kwh

種 類	1999年 (平成11年)	基準年度 2010年 (平成22年)	目標年度 2020年 (平成32年)	基準年 比較 (%)	備 考
電 灯	21,841	31,753	25,402	80	一般家庭、街路灯
業務用電力	6,726	12,072	9,778	81	商業用（事務所、スーパー、販売部門）
小口電力	29,923	25,569	20,455	80	産業用（工場）
大口電力	8,287	17,707	14,342	81	500kwh以上
その他電力	1,727	7,806	6,400	82	動力（大きなエアコン、店で使う機器、温水器など）、農事用
合 計	68,504	94,907	76,377	80	
CO2 排出量 (t-CO2)	26,375	36,540	29,405		CO2 排出係数 0.000385t-CO2/kwh

資料提供：九州電力㈱

定点：JAにおけるLPガス使用量（使用家庭の平均値）

年間LPガス使用量

単位：t

種 類	1999年 (平成11年)	基準年度 2010年 (平成22年)	目標年度 2020年 (平成32年)	基準年 比較 (%)	備 考
生活部門	715	894	715	80	JAの年間販売量×町内の総世帯数/JAの販売先世帯数
農業部門	—	—	—	—	
行政部門	8	3.8	3.0	79	大木町役場
合 計	723	898	718	80	
CO2 排出量 (t-CO2)	2,169	2,694	2,154		CO2 排出係数 3.00 kg-CO2/kg

資料提供：JA福岡大城

定点：JAにおける重油の使用量（全町）

年間重油使用量

単位：kl

種 類	1999年 (平成11年)	基準年度	目標年度	基準年 比較 (%)	備 考
		2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)		
生活部門	—	—	—	—	
農業部門	1,453	1,152	921	80	JAの年間重油供給量
行政部門	137	26	20.5	79	大木町役場
合 計	1,590	1,178	942	80	CO2 排出係数 2.71 kg-CO2/l
CO2 排出量 (t-CO2)	4,309	3,193	2,553		

資料提供：JA福岡大城

定点：JAにおける軽油の使用量（全町）

年間軽油使用量

単位：kl

種 類	1999年 (平成11年)	基準年度	目標年度	基準年 比較 (%)	備 考
		2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)		
生活部門	—	—	—	—	
農業部門	68	88	70	80	JAの免税証発行量
行政部門	—	5	3.5	78	大木町役場
合 計	68	92	73.5	80	CO2 排出係数 2.58 kg-CO2/l
CO2 排出量 (t-CO2)	176	238	190		

資料提供：JA福岡大城

2. 地球にやさしい町の暮らし方を進めるための各主体の役割

温室効果ガスの削減目標に向けて、町、町民、事業者、学校等、大木町に関係する人々は、各々以下のとおり役割を担うとともに、協働して具体的な取り組みを推進していきます。

①行政の役割

「新しい暮らし方」に転換するためのまちづくりの基盤整備を行うとともに、地球温暖化防止活動への町民・事業所・学校等の取り組みを支援します。

また、環境配慮型製品の優先的購入、省エネルギー・省資源型サービスの率先利用など、省エネルギー・省資源活動などの率先行動にも取り組みます。さらに、公共事業等の事務事業においても温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。なお、これらの取り組みを効果的に推進するため、国、県、近隣市町村との連携や町民・事業所・学校等とのパートナーシップによる取り組みを行うとともに、計画の推進状況を点検・評価し、その結果を公表します。

②町民の役割

地球温暖化問題についての理解と関心を高め、5つの新しい暮らし方への転換を進めます。日常生活における省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・地域の農産物の利用・自転車や公共交通機関の利用など、温室効果ガスの削減につながる暮らしへの転換をすすめ、地域資源を活かした、無駄のない暮らしを通じて温室効果ガスの発生抑制に努めます。

また、地域社会や環境保全活動団体等の地球温暖化防止活動へ積極的に参加するとともに、行政や事業所、学校等の実施する地球温暖化対策との協働・連携を図ります。

③事業所の役割

事業活動におけるすべての過程を通じて温室効果ガス排出の削減を図るために、事業所ごとの行動計画を作成し自己宣言（エコアクション宣言 21）を行います。エコアクション宣言 21 を計画的・継続的に推進するために、従業員に対する環境研修を行い、さらに、町民や行政、学校等の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

④学校等の役割

環境問題が深刻になる中、子どもの時に自然や環境、ごみ問題等に対する興味・関心を高め、必要な知識や態度を養うことで、環境問題の解決のために行動できる子どもを育てるために、学校における環境教育活動が重要になってきます。授業や課外活動の中で、環境全般及び大木町における環境施策を教えるための環境学習に取り組みます。また、学校等での活動における省エネルギー・省資源活動の実践により学んだことを家庭や地域に広げるため、教職員や保護者に対する学習の機会等を設けることで学校全体での理解を深めます。また、学校版環境 ISO により、各学校毎の目標を定め達成状況を点検していきます。

3. 具体的な取り組み目標と目標管理指標、スケジュール

町の暮らし方 5 つの提案を実践し、温室効果ガスを確実に削減していくために、その具体的な取り組み目標と目標管理指標を設定し、達成状況の評価を行います。また、実行計画の取り組み目標達成に向けた具体的な施策や取り組みをスケジュールとして管理し、毎年見直し、修正及び改善を行います。

温室効果ガスを削減するための、新しい暮らし方 5 つの提案

★町の暮らし方① 「マイカーに依存しない環境にやさしい交通ネットワーク構想」

超高齢者社会へと進行する中、日常生活において子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心して利用できる交通基盤の整備が重要な課題です。そこで、徒歩・自転車、コミュニティーバス、公共交通機関等で動ける交通環境を整備するとともに、交通事故対策や健康づくりとしてマイカーに極度に依存しない環境にやさしい交通ネットワークを構築し、温室効果ガス(CO₂)排出量の削減を進めます。

[取り組み目標指標]

取り組み目標	目標管理指標	
	2010(平成22)年度	2020(平成32)年度
共用自転車ステーションが整備されている。 (指標：ステーションの箇所数)	2箇所	7箇所 (役場、西鉄八丁牟田駅・大溝駅、アクアス、道の駅おおき、大溝・大莞コミセン)
徒歩や自転車で安心して移動することができる徒歩・自転車専用道が整備されている。 (指標：専用道路整備距離)	—Km	12Km
自転車に乗るマナー・交通ルールが守られるように自転車運転講習会が実施されている。 (指標：講習会参加者数・開催回数)	一人/年 一回/年 1回/年 一回/年	100人/年 一般1回/年 小学校中高学年1回/年 中学校1回/年
徒歩・自転車、コミュニティーバス、公共交通機関等を結ぶこまやかな交通体制が確立し、誰でも利用できるコミュニティーバスが運行している。 (指標：コミュニティーバス利用者数)	一人	100,000人/年
普段は必要のないワゴン車などCO ₂ 排出量が多い大型車については、共同使用できるサービスやシステムができています。 (指標：カーシェアリング貸出場所の数)	—箇所	1箇所

電気自動車に必要な充電スタンドが充実している。 (指標：電気自動車充電スタンドの数)	一箇所	5箇所 道の駅おおき、アクア ス、役場、大溝・大莞 コミセン
---	-----	---

[スケジュール] 住：住民 事：事業者 学：学校等 町：役場／ 検討 --▶ 実施→

①-1 徒歩・自転車利用の促進

CO2の排出が無く、地形的特色（平坦地）を最大限に活かせる徒歩・自転車の利用促進を図ります。

具体的な取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
自転車利用推進検討会の設立	住・事・学・町	→				
自転車専用道・ステーション の整備	町	---	→	→	→	→

①-2 コミュニティーバスの運行

利用者にとって便利でメリットのあるコミュニティーバスの運行を検討します。

具体的な取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
コミュニティーバスの導入	住・事・学・町	---	→	→	→	

①-3 エコカーの普及促進

電気自動車やハイブリッド車、低燃費車などのエコカーへの転換を推進します。

具体的な取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
電気自動車充電スタンドの設 置	町	→	→	→	→	

★町の暮らし方② 「日常生活と企業活動の省エネ」

町民一人ひとりが環境負荷の少ない行動を自ら考え、主体的に行動することが望まれます。そのためにエネルギー使用量の見える化をはじめとする様々な省エネ活動が家庭において日常化できるよう啓発や学習の機会を設けます。特に幼少期から環境意識を育むことが大切であり保育園・幼稚園、小中学校で環境学習や体験ができる仕組みをつくり定着を図ります。また、事業活動については、CO2削減と企業の発展がつながることでエネルギー管理を促進するために、国や県のマネジメントシステムを活用します。

[取り組み目標指標]

取り組み目標	目標管理指標	
	2010 (平成 22) 年度	2020 (平成 32) 年度
学校や地域における環境教育が定着し幼少期から省エネ意識が育まれ、家庭においても省エネ活動や対策が進んでいる。 (指標：町の省エネ講習会の回数) (指標：小・中学生対象の環境学習の実施回数) (指標：保育園・幼稚園児対象の環境学習の実施回数)	1回/年 7回/年 一回/年	4回/年 各小学校、中学校 4回(16回)/年 各保育園、幼稚園 3回(15回)/年
エコドライブ講習会を受けたドライバーが増え、エコドライブが普及している。 (指標：エコドライブ宣言者の人数)	20人	1,000人
省エネナビを設置するなど、家庭での省エネが進み、地球環境にやさしい新しい暮らし方が日常化している。(指標：福岡県エコファミリー登録者数)	34世帯	450世帯
事業活動において省エネ実践企業が増え、環境省アクション21に参加する事業所が増えている。(指標：エコアクション21事業所登録数)	1事業所	10事業所
役場において職員が率先して省エネに取り組みCO2削減と経費の削減を実現している。 (指標：町公共施設CO2排出削減率(平成19年比))	△3.3%	△20%

[スケジュール] 住：住民 事：事業者 学：学校等 町：役場/ 検討--▶ 実施 →

②-1 家庭での省エネの推進

個人の価値観の変革と家庭での省エネを進め、地球にやさしい新しい暮らし方の日常化を図ります。

具体的な取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～2020
福岡県エコファミリー登録の推進	住・町					→
エコドライブ講習会及び講師派遣事業の実施	住・事・町					→

②-2 事業活動での省エネの推進

国や県のマネジメントシステムの活用を推進し、経費の削減や企業のイメージアップにつなげます。

具体的な取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
エコアクション 21 登録の推進	事・町					→
事業者が取り組むことで経費削減へつながる仕組みづくり	事・町	→				→
エコショップ認定制度の検討	事・町	→				→

②-3 小中学校・保育園・幼稚園での省エネの推進

幼少期から環境意識を育むための環境学習の仕組み化による生活スタイルの転換を図ります。

具体的な取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
小中学校、保育園・幼稚園での環境学習会の実施	住・学・町	→	→	→		→
教師、保護者への環境学習の実施	学・町	→	→	→		→

②-4 公共施設での省エネの推進

職員が率先して楽しく省エネに取り組むことで、施設の経費削減と CO2 排出削減を図ります。

具体的な取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
第 2 次大木町公共施設地球温暖化対策実行計画の策定と実施	町	→				→

★町の暮らし方③ 「地産地消・地元産の食材を食べる取り組み」

地域資源である田んぼや畑を有効に活用し地産地消を進めることで、子どもたちが食の大切さを学び、高齢者が野菜づくりに生きがいを感じることができる暮らし方が望まれます。そのために、地元で採れる旬の食材は、栄養が豊富で健康によく地球環境への負荷も少ないことをより多くの人々に認識していただき需要を増やすことで、食料輸送距離をもとに食料の消費が環境に対して負荷を与える度合いを示す指標であるフードマイレージを減らし、温室効果ガス(CO2)排出量の削減を進めます。

[取り組み目標指標]

取り組み目標	目標管理指標	
	2010(平成22)年度	2020(平成32)年度
地産地消が定着し、農産物やその加工品が地域で生産されている。 (指標：直売所の売上高)	232,421千円	350,000千円
学校給食では、地元でとれた米や野菜が使用され、完全米飯給食に移行している。 (指標：米飯給食の週当たりの回数) (指標：学校給食での地元産青果物利用率)	3回/週 70%	5回/週 95%
高齢者の野菜生産者が増え、高齢者にとって健康で豊かな長寿社会を迎えている。 (指標：高齢者(65歳以上)の直売所登録者数)	61人	300人

[スケジュール] 住：住民 事：事業者 学：学校等 町：役場/ 検討 --▶ 実施 →

③-1 地産地消・旬の食材を食べる

地元産にこだわった付加価値商品の開発や食育などの学習の充実により地元産農産物の消費を増やします。

具体的な取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016~ 2020
地産地消推進検討会の実施	住・事・町		→	→		
加工施設の整備	町	-----▶	→	→		
米飯給食、地元食材利用の拡大	町・学					→
小中学校での食育授業の実施	住・事・学・町	-----▶	→	→		→

③-2 多面的機能を持つ田んぼの活用

CO2 吸収源や気候緩和機能など地域資源である田んぼの活用を促進するための方策を検討します。

具体的な取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
環境に配慮した水田面積の拡大	事・町	----->	----->	----->	----->	----->

★町の暮らし方④ 「再生可能エネルギーとバイオマスの利活用」

過度に化石燃料エネルギーに頼ることは、地球温暖化を進行させ、最終的には資源枯渇を招きます。地球温暖化の原因にならない無尽蔵な太陽光や風力、水力、バイオマスなどの地域にある再生可能エネルギーの活用を拡大することで、効果的に温室効果ガス（CO2）排出量を削減することが出来ます。本町は太陽光に恵まれていることから、暮らしで利用するエネルギーを出来るだけ太陽光発電や太陽熱利用で賄うようにし、更に冬の暖房や農業用の暖房に木くずや麦わらなどバイオマス燃料の普及を目指します。

[取り組み目標指標]

取り組み目標	目標管理指標	
	2010（平成 22）年度	2020（平成 32）年度
戸建て住宅や事業所などに太陽光発電設備や太陽熱利用設備が普及している。 （指標：太陽光発電設備の設置基数及び最大出力数合計） （指標：太陽熱利用設備の設置基数）	271基 1,078kw 太陽熱利用設備数 H23.3 アンケート 調査実施	500基 2,000kw 1,650基 ※戸建住宅の50%
BDF 燃料が生産され、町の公用車や農業用トラクターに利用されている。 （指標：BDF 燃料の使用量）	10kl	20kl
木質ペレット、木質チップや薪、麦わらを使ったストーブやハウス暖房が普及している。 （指標：木質ボイラ・ストーブの設置数）	3台 H23.3 アンケート 調査実施	100台

[スケジュール] 住：住民 事：事業者 学：学校等 町：役場／ 検討 --▶ 実施 →

④-1 太陽光発電設備の設置推進

太陽光発電設備を普及させるための方策を検討します。

取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
設置を促す資金補助や仕組みの検討及び実施	町	----->	----->	----->	----->	----->

④-2 太陽熱利用設備の設置推進

太陽熱利用設備を普及させるための方策を検討します。

取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
設置を促す資金補助や仕組みの検討及び実施	町	→	→	→	→	→
太陽熱利用設備設置モニターによる経費削減効果の検証	住・町	→	→	→	→	

④-3 地域資源バイオマスの利活用

BDF や木質バイオマス燃料、剪定枝・草・花類の堆肥化などの具体化に向けた調査研究を実施します。

取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
剪定枝、草、花の資源化及び活用の研究	住・事・町	→	→	→	→	
木質バイオマス利活用の検討	住・事・町		→	→	→	→
BDF 燃料の活用拡大	町		→	→	→	

★町の暮らし方⑤ 「ごみゼロへの挑戦ときれいなまちづくり」

本町では「大木町もったいない宣言」を公表し、ごみの焼却や埋立ゼロを目指しています。無駄を省いてごみの発生を抑制し、また使えるものの再使用の仕組みを作り、最後に発生したごみの分別徹底により再資源化することで燃やすごみをゼロにすることを目指します。ごみを発生させないことや再利用することが日常生活や事業活動の中で定着し、ごみを燃やさないようにすることで、資源の有効利用と温室効果ガスの削減を進めます。また、CO₂ 吸収源として花や木を植える花いっぱい運動による景観整備や癒しの空間を増やすことで温室効果ガス(CO₂) 排出量の削減を進めます。

[取り組み目標指標]

取り組み目標	目標管理指標	
	2010 (平成 22) 年度	2020 (平成 32) 年度
大木町もったいない宣言の目標が達成され、燃やすごみを出さない生活様式が定着し、資源循環型社会が構築されている。 (指標：ごみ全体の排出量) (指標：焼却、埋立ごみの排出量)	3, 340 t 1, 635 t	2, 800 t 0 t

レジ袋が廃止され、使い捨て容器がなくなり、リユース容器や環境にやさしい容器等の普及が進んでいる。(指標：マイバッグ持参率) (指標：リユース品の販売品数)	31% 1,278品 (H23.7~12月)	90% 5,000品/年
店舗の深夜営業の自粛や自動販売機設置の制限により、省エネ型の町になっている。 (指標：飲料等自動販売機の設置台数)	屋外設置151台	50台
町内における木や花の名所が選定され、町中が花や木でいっぱいになり、ポイ捨てがない綺麗な町で気持ち良く人々が暮らしている。 (指標：木や花の名所100選に選ばれた箇所数)	一箇所	100箇所

[スケジュール] 住：住民 事：事業者 学：学校等 町：役場/ 検討 --▶ 実施 →

⑤-1 ごみの資源化・分別収集の徹底

ごみの資源化に向けた調査研究や住民の分別協力徹底のための説明会を実施します。

取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016~ 2020
住民説明会の実施	住・町	→	→	→	→	→
産学官共同研究(剪定枝・草・花類の資源化と活用)	町	- - - - ->	→	→	→	→

⑤-2 使い捨て容器を減らす取り組み

レジ袋の削減運動など無駄を省く住民の意識の変革によりごみの発生を抑制を促しごみを減らします。

取り組み項目	主体	2012	2013	2014	2015	2016~ 2020
レジ袋無料配布中止協議会の設立(マイバッグ持参運動)	住・事・町	→	→	→	→	→
拡大生産者責任(EPR)・デポジット制度導入要望活動	住・事・町	→	→	→	→	→
マイ箸・マイカップ・マイボトル運動の推進	住・事・町	→	→	→	→	→
自動販売機設置制限の検討	住・事・町	→	- - - - ->	- - - - ->	→	→

⑤-3 リユース事業の充実

不用になった物をいる人に譲る仕組みの充実や、再使用する段階で付加価値をつけることでごみを減らします。

取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
もったいない講座の実施	住・町	→	→	→	→	→
再利用技術講習会の実施	住・町		→	→	→	→

⑤-4 木や花(CO2 吸収源)によるきれいなまちづくり

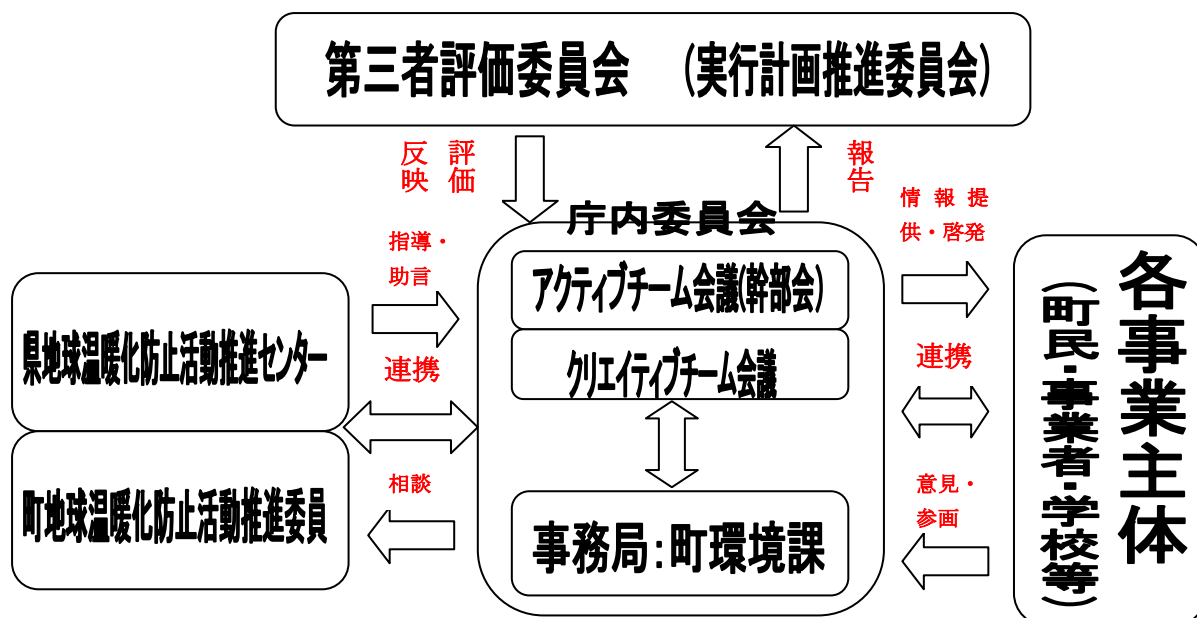
町中が花いっぱいになる仕組みをつくり、もったいない宣言の町としてイメージアップを図ります。

取り組み項目	主 体	2012	2013	2014	2015	2016～ 2020
木と花いっぱい運動組織の設立	住・事・町	→				
観光イベント・コンテスト等の実施	住・事・町	→	→	→	→	→
景観構想での位置付け	住・事・町	→	→	→	→	→

第5章 計画推進の方策

1. 推進体制

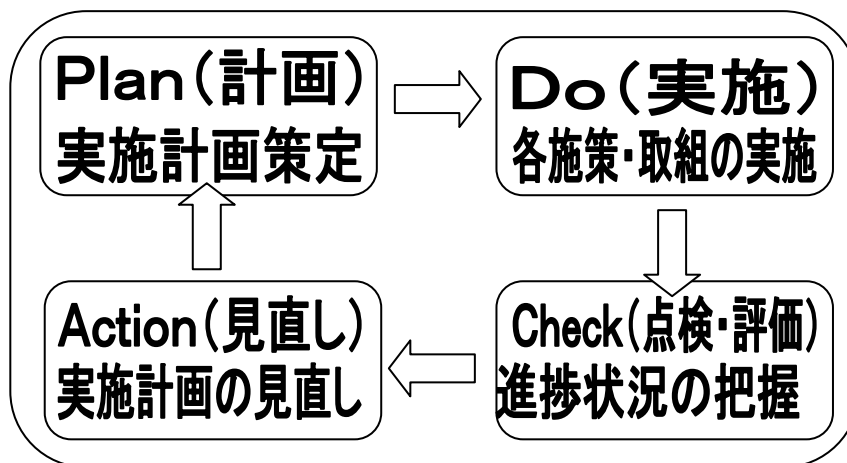
町民、事業者、学校等、行政の各主体がそれぞれ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、各主体が協働して取り組みを進行していくため下記の推進体制を通じて取り組みを推進します。



- * 第三者評価委員会・・・町民や外部専門家を加えた評価委員会。毎年進捗状況を報告し、取り組みに対し専門的かつ客観的な立場から評価を行い事業の向上を図る。
- * アクティブチーム会議・・・役場各職場の課長又は係長により構成。主に公共施設地球温暖化対策実行計画事務事業編の計画の実行、実施状況の把握、改善方策の検討を行う。
- * クリエイティブチーム会議・・・役場各職場の若手職員により構成。主に公共施設地球温暖化対策実行計画事務事業編の計画策定、情報提供、実施状況の点検、取り組みの見直し、職員のモチベーションを高く保つための各種“仕掛け”を考案する。

2. 計画の進行管理

実行計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、さらには実施計画の目標について、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。

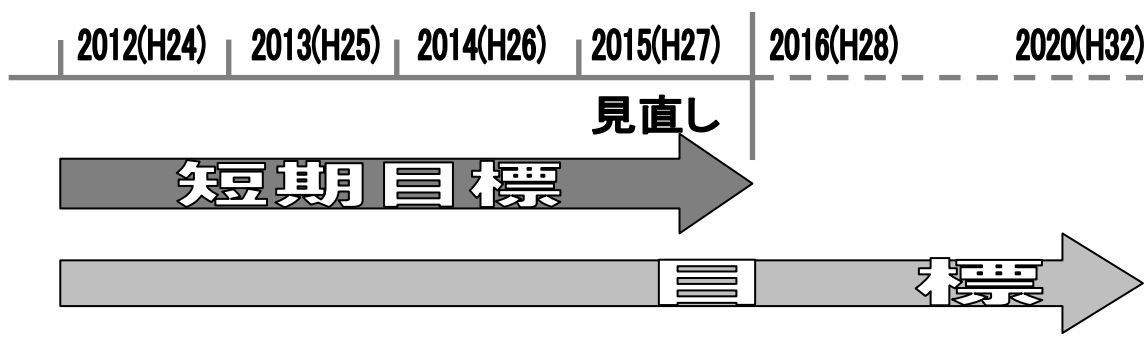


*PDCA サイクル・・・《PDCA とは、plan-do-check-act の略》ビジネス活動等を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。1) 業務の計画 (plan) を立て、2) 計画に基づいて業務を実行 (do) し、3) 実行した業務を評価 (check) し、4) 改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立て継続的に質の維持・向上を行う。

3. 計画の見直し

本計画は、概ね4年ごとに見直します。ただし、地球温暖化を取り巻く国内外の動向、町域の社会状況や環境の変化に応じて適宜対応します。

また、各施策については、第三者評価委員会等の意見を踏まえ毎年見直し、取り組み状況や目標の達成度が低い場合はその改善に向けて対策を講じます。



4. 実施状況の公表

温室効果ガス排出量及び計画の評価結果について、年度ごとに取りまとめ、公表します。

また、評価結果については、町の広報誌・ホームページ等で適宜公表し、町民・事業者・学校等との進捗状況や課題の共有に努めます。

[資料]

1. 策定会議の構成

大木町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定委員名簿

区分	氏名	所属	備考
識者	荒木フサエ	福岡県地球温暖化防止活動推進員	会長
団体	末崎悌嗣	町立学校校長会（大莞小学校）	副会長
識者	越智信雄	福岡県地球温暖化防止活動推進センター	
町民団体	平木恵子	大木町婦人会	
町民団体	渡邊みのり	あーすくらぶ	
町民団体	原山裕道	おおきグリーンファンド	
町民団体	下川佳子	女性ネットワークおおき	
事業者	清成俊一	株式会社 カワノ	
事業者	堀田康雄	株式会社 三栄化成	
団体	野田良裕	大木町商工会	
団体	久良木勝昌	JA 福岡大城	
団体	上之菌睦子	大木町社会福祉協議会	
公募	益田隆一	エコピープル	
事務局	境公雄	環境課	
事務局	古賀利一	環境課	

2. 地球温暖化問題に関わる国際交渉の経緯

国際交渉	概要
気候変動枠組条約 (92年5月採択、 94年3月発効)	・地球サミット(92年6月、リオデジャネイロ)で150カ国以上が署名 ・先進国は1990年代末までに温室効果ガス排出量を1990年レベルまで戻すことを目指す(努力目標)
COP1(第1回気候変動枠組条約締約国会議) (95年3月、ベルリン)	「ベルリン・マンデート」 ・先進国の取組についてCOP3までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始
COP2(96年7月、ジュネーブ)	「ジュネーブ閣僚宣言」 ・議定書は法的拘束力のある数値目標を含み得ること等を明確化
COP3(97年12月、京都)	「京都議定書」の採択 ・先進各国について法的拘束力のある排出削減目標値に合意
COP4(98年11月、ブエノスアイレス)	「ブエノスアイレス行動計画」 ・COP6に向けた国際交渉の進め方につき合意
COP5(99年10-11月、ボン)	・多くの国が、2002年までの京都議定書発効の重要性を主張
COP6(2000年11月、ハーグ)	・京都議定書の運用ルールについて決定する予定であったが、合意は不成立、会議中断
COP6再開会合(2001年7月、ボン)	「ボン合意」 ・京都議定書の中核要素につき基本合意
COP7(2001年10～11月、マラケシュ)	「マラケシュ合意」 ・京都議定書の運用ルールの国際法文書に合意
COP8(2002年10月、ニューデリー)	「デリー宣言」の採択 ・途上国を含む各国が排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進することを提言
COP9(2003年12月、ミラノ)	・京都議定書の実施に係るルールが決定
COP10(2004年12月、ブエノスアイレス)	・「政府専門家セミナー」の開催(2005年5月)、「適応対策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に合意
(2005年2月16日)	「京都議定書」発効
COP11(2005年12月、モントリオール)	「モントリオール行動計画」の採択 ・米国を含むすべての国が温暖化対策を話し合うことに合意
COP12(2006年12月、ケニア共和国・ナイロビ)	付属書B国にベラルーシを加えることとし、京都議定書の修正が行われた。
COP13(2007年12月、インドネシア・バリ島)	アメリカや途上国を含めた交渉する場を定めた「バリロードマップ」を採択
COP14(2008年12月、ポーランド・ポズナン)	「コペンハーゲン合意」に向けての交渉
COP15(2009年12月、デンマーク・コペンハーゲン)	産業革命以降の気温上昇を2度以内に抑えることなど、「コペンハーゲン合意」を採択
COP16(2010年12月、メキシコ・カンクン)	発展途上国の温暖化対策を支援する「グリーン気候基金」の設立などを盛り込んだ「カンクン合意」を採択
COP17(2011年12月、南アフリカ・ダーバン)	京都議定書第二約束期間が2013年に開始することを合意(日本は不参加を表明)、2015年までに新しい枠組みに合意することを含んだ「ダーバンパッケージ」を採択。

3. 用語解説

用語	解説
エコアクション21	環境省が環境の国際規格「ISO14001」を基にガイドラインをつくり、04年から始まった認証・登録制度で、二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などが対象となる。 HPは、 http://www.ea21.jp/
エコショップ	環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗のこと。行政が認定するエコショップ制度がある。
エコドライブ	自動車の燃料消費を少なくすることで排出ガスを減らし、燃費を向上させる運転のこと。エコドライブを実践することで、燃料消費量を2割程度削減することも可能だとされており、燃費の改善という経済的なメリットも期待できる。
カーシェアリング	自動車を個人ではなく、複数人で組織的に共同利用する仕組みのこと。
拡大生産者責任（EPR）	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。
学校版環境 ISO	ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）に基づき、各学校が定めた環境についての宣言項目に沿って、児童生徒・職員・地域が一体となって取り組み、その実績を評価し、不十分などところを見直ししながら、継続的に環境を改善させていくためのプログラム。
共用自転車	一定のルールのもと、だれでも利用できる共同自転車のこと。
コミュニティーバス	地域内を地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型のバスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。多くは地方自治体によって運営される。
省エネナビ	家庭の分電盤等に設置して電力消費量を計測し、モニターに表示するシステム。現在の電力消費量だけでなく、目標値や金額換算値も表示できるので、これにより“見えない電気”をわかりやすく可視化し、人の実感を高めて省エネルギーの実践行動を促すことが期待できる。
第2次大木町公共施設地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定。地方自治体が行う事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画。大木町では第1次計画を平成20年から24年度までの5年間と定めて実施おり、第2次計画は平成25年度から29年度までの分を策定する予定。

用語解説

デポジット制度	製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。「預かり金払い戻し制度」と言うこともある。一升瓶、ビール瓶、牛乳瓶がこれにあたる。
福岡県エコファミリー	「ふくおかエコライフ応援サイト」又は「ふくおかエコライフ応援 book」でお知らせする情報を参考に、電気やガス、ガソリンの使用量節減など省エネルギー・省資源に取り組んでいただく家庭のこと。福岡県が主体で実施している。申し込みは 大木町環境課 ☎0944-33-2202 又は 福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係 ☎092-643-3356 HP は http://www.ecofukuoka.jp/
BDF 燃料	バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel）は、食用廃油を主原料として製造することができる。燃焼によってCO ₂ を排出しても、大気中のCO ₂ 総量が増えないカーボンニュートラルである。バイオディーゼルは、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、CO ₂ 削減の手段として注目されている。また、従来の軽油と比較して、硫黄酸化物（SO _x ）がほとんど出ないという利点もある。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
木質ペレット	丸太、樹皮、枝葉など木質バイオマスを原料につくられる。特に、木材工場から排出する樹皮、おが粉、端材などの残・廃材が有効活用されている。これらの原料を細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して棒状に固めて成形したものがペレット。大きさは長さ1～2センチ、直径6～12ミリのものが主流。木質ペレットを燃料としたストーブがある。
リユース容器	リユース食器とは、使い捨て容器に代わって繰り返し使う食器のこと。何度も繰り返し洗って使用できる（リユースできる）食器で、使い捨ての紙コップやプラスチック容器の代わりに使う。また、リユース食器の使用回数が増えるほど、使い捨て容器を利用する場合と比較して、ごみの量やエネルギー消費量、二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量といった環境へ与える負荷が少なくなり、地球温暖化の防止、地球環境の保全につながる。